

gappeinokeii

4月28日

総務大臣の告示により1市2町の合併が法的に確定。

12月21日

上田埼玉県知事へ  
富岡市長、吉原町長、岡田町長の  
連名で廃置分合の申請をしました。

江南町の離脱をうけ熊谷市・大里町・妻沼町1市2町の  
合併が

17年10月1日実現することになりました。

8月6日の第3回合併協議会にて

新市の議員定数は34人、

在任特例は1年7ヶ月が決定しました。

現在の1市2町の議員は平成19年4月末までの  
任期となります。

8月6日(金)午後1:30より

熊谷市立勤労会館において1市2町の

第3回合併協議会が開催されます。

是非傍聴にお越し下さい。

**新市名称が「熊谷市」に決定しました。**

5月24日

臨時議会が召集されました。

1市3町の合併協議会解散の議案が提案され全会一致で承認されました。

続いて、1市2町(熊谷市、大里町、妻沼町)の合併協議会設立の議案が

賛成多数で議決されました。

これにより、既に議会で議決している大里町、妻沼町とともに新たな枠組みで合併問題がスタートします。

3月21日に行われた江南町の住民投票の結果。

**合併賛成 2704票 反対 3150票** でした。

4月16日に開催された1市3町の合併協議会において、江南町より協議会離脱の報告がありました。

江南町の離脱を受けて、1市2町は合併協議会を解散しました。

今まで1年以上も協議してきた苦労はなんだったのか。

町議会で議決して始まった合併協議会であるのに、今になって離脱とは  
合併協議会設立を決めた

議会の責任はどうか。

原点に戻り合併問題をしっかりと考えていこう。

## 熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会

### 第10回会議概要報告

【日時】平成16年4月16日(金)午後1時30分から午後1時49分

【場所】熊谷市立勤労会館大ホール

【出席者】委員31名

【次第】

- (1)熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会からの離脱の申し入れについて  
次の報告のとおり承認

報告 江南町から、熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会からの、離  
脱に

ついて申し入れがありました。

福田副会長 1市3町の合併に向けて、毎月の広報誌で合併情報を掲載する  
とともに

合併に関するパンフレットを作成、全世帯に配布し、さらに24行政  
区全て

での住民対話集会を行い、合併の必要性や新しいまちの将来像  
を訴えて

まいりましたが、想像を絶する結果となってしまいました。皆様  
ご迷惑を

おかけし、改めてお詫び申し上げます。この報告はまことに僥  
がたいこと

ではありますが、ご了承賜りますようお願いいたします。

(2) 今後の合併協議会のあり方について

次のとおり承認

熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会は解散する。

以下の項目について、会長、副会長の協議により決定し、委員の皆様へは  
後日

書面をもって報告する。

- 1 合併協議会の廃止日について
- 2 決算及び余剰金の取扱いについて
- 3 その他必要事項

## 市町村合併について考えよう

地方分権時代を迎え、市町村の役割はますます大きくなり、介護保険制度の運営など、我々の日常生活に対して直接関わるサービスが多くなっている現状を踏まえると、これからの

市町村のあり方は我々の今後の生活に重大な影響を及ぼすものです。

そこで一人一人が、人任せでなく、自らの問題として地域における自治のあり方について

真剣に考え、議論することが大切です。

特に、まちづくりの計画や財政状況、高齢者福祉や環境問題への対応など、市町村のおか

れた現状と将来について知り、現在受けている行政サービスが、将来も安定的に、さらに充実

した形で受けられるか、考えなければならない時代となっています。

その上で、市町村合併の必要性やその効果、影響について検討することが求められています。

新たなこの世紀を未来に子ども達の夢をつなぐ世紀にするため、市町村合併について真剣に考えましょう。

熊谷市議会では平成 14 年 4 月 22 日議員全員が参加して「**市町村合併問題検討会**」を発足しました。

また大里地区 2 市 7 町の首長と議長からなる「**大里地域まちづくり合併研究会**」が 6 月 30 日に設立され、合併についての意見が交換されました。

「大里地域まちづくり合併研究会」総括と今後の取り組みについて

本研究会は、合併特例法の趣旨にのっとり、合併に係る諸問題について調査研究するため、

大里地域 2 市 7 町の首長、議長の参画により昨年 6 月に設立した。

以来、研究会はその設立趣旨に沿って

合併がそれぞれの市町にとってどのような影響を及ぼすか、具体的に検証し、

調査研究の成果を住民に提示し、合併についての関心、議論を高め、

合併特例法の期限を踏まえ、必要な事務を推進する。

として、これら3点については一定の成果を収めた。

しかし、現時点においては、

本研究会は、調査研究の結果、構成する市町の合併に関する合意が得られた時点で、次の段階へ移行する。

とした設立趣旨については、残念ながら、構成市町の間で合意には至っていない。

これは単に熊谷、深谷両市だけの問題でなく、構成市町それぞれが抱える事情や、研究会として実施した住民意識調査結果などから、明らかになったところである。

しかしながら市町村を取り巻く環境は、時代の要請から、合併を看過できる状況に無いことは明らかであり、住民意識調査においても住民は、特例法期限内の合併実現を指向しているところである。

従って、本研究会構成市町は「大里は一つ」とする合併理念を共有しつつ、今後、大里広域行政を進める中で、引き続き研究を続けることとし、当面は、住民意識を背景に、現実的な新たな枠組みを

模索しながら、それぞれの市町で法定期限内の合併実現のため努力するものとする。

以上のことから、本研究会は、これまでの研究成果を評価しつつ、発展的に解散する。

平成15年1月29日

大里地域まちづくり合併研究

会

研究会会長記者会見コメント（第4回研究会後）

昨年6月の本研究会の設立以来、大里地域の首長、議長が同じテーブルについて市町村合併に関し真剣に議論してきた。

また、本研究会はこれまで2回の合併講演会と各市町合同の住民意識調査、行政現況基礎調査を行った。

特に住民意識調査については、市町村合併に関する各市町相互の民意を把握する意味において、大きな成果であったと思う。

昨年11月の第3回研究会以降「大里は一つ」の合併に向けそれぞれの立場で協議を重ねてきたが、住民の意向、構成市町それぞれが抱える事情等踏まえ、残念ながら、今回、第4回の研究会において2市7町の合併合意には至らなかった旨の確認をした。

しかしながら市町村を取り巻く環境は、時代の要請から、合併を看過できる状況に無いことは明らかであり、構成市町住民意識調査において住民の意志は例外なく合併を目指しているところである。

従って、「大里は一つ」とした本研究会の合併目標はとりあえず将来目標とし、合併特例法の期限内での合併を見据えた場合、当面はより現実的な新たな枠組みを模索しながら、それぞれの市町で法定期限内の合併実現のため努力するものとする。

なお、「大里は一つ」の大同合併については、今後、広域行政を進めるなかで引き続き研究を続けていきたい。

以上のことから、本研究会は、これまでの研究成果を評価しつつ発展的に解散する。



# 1. なぜ市町村合併が必要なのか

**市町村の役割はますます大きくなっています。**

私達の生活に身近な行政サービスは、私達住民の視点に立って行われるべきです。

特に、地方分権の時代を迎え、市町村は国や県に頼らずに、その地域の実情を踏まえて、

より迅速により専門的に対応することが求められています。

**日常生活圏が大きく広がっています。**

私達の生活圏は、市町村の枠を越えて大きく広がっており、一層広域的なまちづくりや

行政サービスの提供が求められています。

ダイオキシン対策などのごみ処理問題や防災対策など、市町村が協力しあって広域的

に対応しなければならない過大も増えております。

**高齢者の人口が増え、子どもの人口が減っています。**

これからの少子高齢化社会にあっては、高齢者に対する福祉サービスを充実すると共に

子育てしやすい環境を整備するなど、生活しやすい、「魅力あるまちづくり」が求められます。

**国も地方も財政が厳しくなっています。**

国も地方も莫大な借入金を抱えており、非常に厳しい状況にあります。地域全体で

力を合わせて、出来る限り効率的な行政運営に努めることが求められています。

## 市町村合併のメリット

## 市町村合併には一般的に次のような効果があります。

### 利用できる公共施設が増え、便利になります。

合併すると、より広いエリアの市町村の窓口や学校、公共施設が利用できるようになるので、住民の皆さんのライフスタイルにあわせてこれらの施設を活用できるようになります。

### 行政サービスの内容が充実します。

小規模な市町村では、一人の職員が色々な仕事を掛け持ちしなければなりません、

合併して組織の規模が大きくなれば、より専門的な知識をもった職員を採用したり、

住民に身近な業務を中心に職員を手厚く配置したりすることができ、住民の皆さんに

より高度なサービスを提供することができます。

### 大規模な事業が行えるようになります。

合併によって、財政規模が大きくなるので、合併前には難しかった大規模な事業が

可能となり、地域の特性を活かした個性あふれるふるさとづくりを効果的に進めること

ができます。

### 広域的なまちづくりができます。

合併してある程度のまちのひろがりを用意することにより、広域的にまちづくりを進める

ことができます。

### 行政がスリムになり、経費が節減できます。

合併すると、議員や特別職、総務部門(住民向けの行政サービスを直接行わない

人事、財政、企画などの部門)の職員などを減らせるので、人件費などの経費を

減らすことができます。

**都市のイメージが向上します。**

合併により人口や面積が増えると、県から移譲された様々な権限や財源を活用し

市町村が独自にその地域の事情に応じたきめ細かい行政サービスを実施することが

できます。また、地域の知名度やイメージが高まるとともに、地域経済の活性化も

期待されます。

## 市町村合併のデメリット

**一般的にはこのような問題点があると言われています。**

**財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村に不利**

**になりませんか？**

地域全体の発展という観点から、中・長期的に考える必要があります。また今の借入金

が多くても、公共施設や社会基盤の整備が充実している場合もあるので、総合的に考

えることが実用です。

**中心部だけが良くなって、周辺部はさびれませんか？**

合併後のまちづくりをどうするかは、私達住民の意見を聴きながら決定されるので

どの地域でも合併の効果が受けられるような計画が立てられます。

また合併後のバランスのとれたまちづくりのため、旧市町村の区域ごとに「地域

審議会」という地域の越えを集約する組織を設置することができます。

## 行政がスリム化すると、きめ細かなサービスを受けられなくなりませんか？

すが  
たが、  
り、

合併して不便になっては、合併する意味がありません。ですから住民サービスが悪くならないように、合併により住民サービスを担当している職員が減らされたり、日頃からよく利用されている施設が閉鎖されることはありません。

## 税金や料金が値上がりしませんか？

の中で  
ため、  
くなって  
います。

税金や公共料金など、私達住民の負担に関する問題については、合併競技特に慎重な検討が求められています。合併により行政の効率化が図られるため、一般的にはサービスは高い水準に、負担は低い方に調整されるケースが多くなっていきます。

## 住民の意見が施策に反映される機会が減少しませんか？

に応じて  
を考  
を考  
会」制度  
今まで

合併すると議員数は減りますが、議員数は法律に基づき市町村の人口に決められており、合併後同規模となる市町村が問題無く運営されていることを考えるとこうした心配はあたらなと言えます。  
しかしながら、議員数が減ることによる不安を解消するために、「地域審議会」制度を活用したり、こうちょうかいやアンケート調査を実施するなど、住民の声を移譲に行政に反映させる工夫が求められます。

## 地域の特徴や個性、合併前の市町村の名前が無くなったり、コミュニティが薄れたりしませんか？

が薄れたり  
が薄れたり  
また合併後の市町村の名前が新しくなったとしても、今の市町村名は地域

市町村合併は、基本的には行政組織の統合であり、それによって地域の特徴や個性が無くなってしまふものではありません。

を表す名前

として、小中学校などの公共施設、お祭りなどのイベント、地域の名産品などの名称として

生き続けるでしょう。

市町村の合併は、将来にわたって私達住民の暮らしが維持・向上されることを

目的として行われるべきものです。

したがって、合併に伴って発生するこうした様々な課題に対しては、合併協議

を通じてその対応について十分検討し、解決に努めなければなりません。

## 現在検討されている合併パターン

その1.	熊谷市	155,940人	85.18Km <sup>2</sup>
	深谷市	102,488	69.40
	妻沼町	28,618	36.27
	岡部町	18,703	30.59
	寄居町	38,131	64.17
	大里町	8,158	15.58
	江南町	12,381	22.85、
	川本町	12,061	21.77
	花園町	12,839	15.82
	合計	389,319人	361.63Km <sup>2</sup>

**中核市の条件を満たします。**

その2.	熊谷市	155,940人	85.18Km <sup>2</sup>
	妻沼町	28,618	36.27
	江南町	12,381	22.85

大里町	8,158	15.58
合計	205,097人	159.88Km <sup>2</sup>

**特例市の条件を満たします。**

その3 行田市議会議員の皆さんとも検討会がもたれておりま  
す。

# 中核市制度

- **中核市とは**

指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものです。

- **制度の概要**

## 第1 中核市の権能

1. 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができます。  
(注)具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理します。
2. 中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項の一部については、法令の規定を適用しません。  
(注)具体的には、福祉分野について関与の特例が設けられています。

# 中核市が処理することとなる主な事務

## 1 保健所が処理する事務

中核市は保健所を設置することとなるため、保健所設置市が行う事務を処理することとなります。

### 伝染病予防法に基づく事務

- ▶ 病原体検査の実施 ▶ 船舶等の検疫 ▶ 予防のための住民の隔離等

### 食品衛生法に基づく事務

- ▶ 飲食店営業等の許可 ▶ 中毒患者等の報告

### 興行場法・旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務

- ▶ 営業の許可 ▶ 立入検査 ▶ 営業停止命令

### 結核予防法に基づく事務

- ▶ 定期外健康診断の実施 ▶ 結核患者に対する施設への入所命令

### 母子保健法に基づく事務

- ▶ 未熟児への訪問指導 ▶ 養育医療の給付

### 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律に基づく事務

- ▶ 医師からのエイズに係る報告、通報 ▶ 医師の健康診断の勧告、命令

### 検疫法に基づく事務

- ▶ 検疫等の措置 ▶ 緊急の場合の上陸の許可

#### 温泉法に基づく事務

- ▶ 温泉の供用許可 ▶ 施設への立入検査

#### 理容師法・美容師法及びクリーニング業法に基づく事務

- ▶ 届出 ▶ 立入検査

#### 狂犬病予防法に基づく事務

- ▶ 犬の登録申請 ▶ 予防注射の実施 ▶ 犬の抑留施設の設置

#### と畜場法に基づく事務

- ▶ と畜場の設置許可 ▶ 検査の実施 ▶ 施設の使用制限

#### 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

- ▶ 食鳥処理事業の許可 ▶ 検査の実施

#### 地域保健法に関する事務

- ▶ 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施

#### 医療法に基づく事務

- ▶ 診療所、助産所の開設許可 ▶ 報告の徴収 ▶ 立入検査

#### 児童福祉法に基づく事務

- ▶ 児童の健康相談 ▶ 健康検査 ▶ 育成医療給付

#### 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務

- ▶ 特定建築物の設置等の届出 ▶ 立入検査、報告 ▶ 措置の勧告



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

- ▶ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 ▶ 立入検査

浄化槽法に基づく事務

- ▶ 浄化槽設置等の届出 ▶ 勧告及び変更命令

## 2 民生行政に関する事務

身体障害者手帳の交付(身体障害者福祉法)

母子相談員の設置、母子・寡婦福祉資金の貸付け(母子及び寡婦福祉法)

養護老人ホームの設置認可・監督(老人福祉法)

## 3 都市計画等に関する事務

市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可(都市計画法)

土地区画整理組合の設立の認可(土地区画整理法)

宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可(宅地造成等規制法)

屋外広告物の条例による設置制限(屋外広告物法)

## 4 環境保全行政に関する事務

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出(大気汚染防止法)

騒音を規制する地域、規制基準の指定(悪臭防止法)

### 第2 中核市の要件

中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりです。

- (1) 人口30万以上
- (2) 面積100平方キロメートル以上

- ・中核市の要件を満たす市: 34市(要件の見直しにより新たに対象となる市を含む)
- ・中核市の指定を受けている市: 28市(平成13年4月1日現在)

### 第3 中核市の指定に係る手続

1. 中核市は、政令で指定します。
2. 政令の立案は、関係市からの申出に基づいて行います。
3. 関係市は、あらかじめ当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければなりません。

# 特例市について

## 趣旨

地方分権推進のためには、できるだけ多くの権限を委譲することが望ましいが、市町村への権限委譲を推進する観点からは、行政ニ - ズが集中し事務処理に必要とさ

れる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる市町村から、人口規模に応じてまとめて委譲することが必要であるとの考え方を踏まえ、一定の人口規模を有する市からの申出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲する法制上の措置を講じようとするものである。

## 1. 概要

中核市に権限委譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、特例市に対しても委譲しようとするものである。

## 2. 要件

人口20万以上であること

・[特例市対象市一覧](#)

## 3. 手続

政令で指定

総務大臣は市からの指定を求める申出(都道府県の同意、関係議会の議決が必要)を経て、政令の立案を行う。

・[特例市指定の手続](#)

## 4. 委譲される権限

次の16法律20項目の権限が委譲される。

- (1) 騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等(騒音規制法関係)
- (2) 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等(悪臭防止法関係)
- (3) 振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等(振動規制法関係)
- (4) 指定物質排出者に対する指導、助言及び勧告、報告徴収(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)
- (5) 特定施設の設置の届出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立入検査等(水質汚濁防止法関係)
- (6) 計量法に基づく勧告、定期検査等(計量法関係)

- (7) 汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理等(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)
- (8) 都市計画の決定又は変更にあたっての土地の試掘等の許可等(都市計画法関係)
- (9) 開発行為の許可等(都市計画法関係)
- (10) 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可(都市計画法関係)
- (11) 都市計画事業の施行地区内における建築等の許可(都市計画法関係)
- (12) 宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等、規制区域内の所有者等への勧告、改善命令等(宅地造成等規制法関係)
- (13) 拠点整備区域内における建築行為等の許可等(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律関係)
- (14) 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等(被災市街地復興特別措置法関係)
- (15) 市街地再開発促進区域内における建築の許可等(都市再開発法関係)
- (16) 市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等(都市再開発法関係)
- (17) 土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取、原状回復命令、代執行(土地区画整理法関係)
- (18) 土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係)
- (19) 住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可等(住宅地区改良法関係)
- (20) 都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出、報告徴収、立入検査等及び駐車場管理者に対する是正命令(駐車場法関係)

## 5. その他

特例市制度は平成12年4月1日から施行。

以上の資料、データは総務省と埼玉県地方分権室による。

皆様のご意見はこちらへ

E - Mail: [m.1030@violin.ocn.ne.jp](mailto:m.1030@violin.ocn.ne.jp)